Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 144 2016年02月16日

EU 商標規則改正に伴う更新費用公費の計算について

2016 年 3 月 23 日付けで EU 商標規則が改正され、同日より更新費用公費が変更となります。

更新料の計算は次の通りです。

＊ 2016 年 3 月 23 日前に満了する CTM は更新申請を 2016 年 3 月 23 日以降に行なった場合でも現行の料金体系に従う。

＊ 2016 年 3 月 23 日以降に満了する CTM は料金の通達(2016 年 2 月 1 日)前に更新申請して更新料を納付した場合でも新料金体系を適用する。

＊ 更新料を多く納付した場合は、超過分を返還する。

尚、新旧公費は以下の通りである。

(単位:ユーロ)

	現行更新料	新更新料
1分類	1,350	850
2分類	1,350	900
3分類	1,350	1,050
4分類	1,750	1,200
5分類	2,150	1,350

(出典:OHIM)